

指定ごみ袋・ごみ処理券調達管理収納等業務委託仕様書

1 件名

指定ごみ袋・ごみ処理券調達管理収納等業務委託

2 業務概要

- (1) 指定ごみ袋・ごみ処理券が取扱店で販売されるようにするため、指定ごみ袋・ごみ処理券の調達、管理、取扱店への配送、取扱店からのごみ処理手数料の回収と市への実績報告、納付を行う。
- (2) 取扱店で減免用無料引換券（以下「引換券」という。）と指定ごみ袋・ごみ処理券とを引換えできるようにするため、指定ごみ袋の調達、管理、取扱店への配送、引換券の回収と市への実績報告を行う。
- (3) 市が指定ごみ袋・ごみ処理券を直接購入できるようにするため、指定ごみ袋・ごみ処理券の調達、管理、市への納品を行う。令和7年度については、全戸配布用指定ごみ袋の調達、納品を行う。

3 業務委託期間

令和7年度～令和11年度

契約期間は、契約締結後から令和12年3月31日までとする。ただし、指定ごみ袋等の配送に係る業務期間は、令和8年2月1日から令和12年1月31日までとする。

4 契約方法

公募型指名競争入札

・指定ごみ袋・ごみ処理券の1枚当たりの単価契約

下記、6(1)に係る単価 10件

6(2)に係る単価 5件

6(3)に係る単価 5件 計 20件

5 業務に係る基本的事項

- (1) 受託者は、2で示した業務について支障が生じることのないよう、自己の責任と費用負担により、業務に必要な車両、機材及び人員等を確保し、体制を整えること。
- (2) 業務を行う日時については、緊急時を除き、原則として年末年始（12月29日から1月3日まで）及び祝日を除く月曜日から金曜日まで（以下「営業日」という。）の午前8時30分から午後5時15分まで（以下「営業時間」という。）とする。ただし、配送業務については、取扱店等と調整のうえ、受託者の責任において、受託者の営業時間中に行うことを妨げないものとする。

- (3) 業務で取り扱う指定ごみ袋等の種類、大きさ、及び販売予定数量等は、下記の6のとおりとする。なお、発注者が制度変更等により、指定ごみ袋等の種類の追加や削減、仕様の変更等を行った場合は、発注者と協議のうえ、その指示に従うこと。
- (4) 指定ごみ袋等は、ごみ処理手数料に相当する金券の性質を有するものであるもので、破損や盗難・紛失等の事故を起こすことの無いよう、取り扱いには十分注意すること。
- (5) 受注者は、この業務が、納入者からごみ処理手数料の納入を受け指定ごみ袋等の交付を行うものであること、また、指定ごみ袋等の割引販売や景品・粗品等としての無料交付を行えないことを十分に理解し、取扱店に対しても必要な監督・指導を行うものとする。
- (6) 業務を行うに当たっては、関連する法律等を遵守すること。なお、事故等の不測の事態が発生した場合は、その場に応じて適切な対応を行うとともに、速やかに発注者に連絡のうえ、事故等の内容を報告（様式は任意）し、発注者の指示を仰ぐこと。
- (7) 受注者は、本仕様書等に基づき、発注者と随時協議して誠実かつ適正に業務を実施するものとする。また、本業務を遂行する中で作業内容に疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、解決に向け両者とも最善の努力を行うものとする。

6 指定ごみ袋・ごみ処理券の種類、大きさ、及び販売予定数量

(1)販売予定数量の見込（令和8年度～令和11年度）

番号	種類	大きさ	販売予定数量（枚）				
			R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	合計
1	燃やせるごみ	大 袋 (40ℓ)	2,044,000	1,704,000	1,704,000	1,704,000	7,156,000
2		中 袋 (20ℓ)	3,711,000	3,093,000	3,093,000	3,093,000	12,990,000
3		小 袋 (10ℓ)	2,321,000	1,934,000	1,934,000	1,934,000	8,123,000
4		ミニ袋 (5ℓ)	995,000	829,000	829,000	829,000	3,482,000
5	燃やせないごみ	大 袋 (40ℓ)	210,000	175,000	175,000	175,000	735,000
6		中 袋 (20ℓ)	181,000	151,000	151,000	151,000	634,000
7		小 袋 (10ℓ)	114,000	95,000	95,000	95,000	399,000
8		ミニ袋 (5ℓ)	90,000	75,000	75,000	75,000	315,000
9	共通ごみ処理券		180,000	150,000	150,000	150,000	630,000
10	粗大ごみ処理券		10,000	10,000	10,000	10,000	40,000

(2)引換数量の見込み（令和８年度～令和１１年度）

番号	種類	大きさ	引換予定数量（枚）				
			R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	合計
1	燃やせるごみ	大 袋（40ℓ）	2,000	2,000	2,000	2,000	8,000
2		中 袋（20ℓ）	52,920	52,920	52,920	52,920	211,680
3		小 袋（10ℓ）	86,200	86,200	86,200	86,200	344,800
4		ミニ袋（ 5ℓ）	72,240	72,240	72,240	72,240	288,960
5	燃やせないごみ	小 袋（10ℓ）	23,280	23,280	23,280	23,280	93,120

(3)直接購入数量の見込み（令和７年度～令和１１年度）

番号	種類	大きさ	購入予定数量（枚）					
			R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	合計
1	燃やせるごみ	大 袋（40ℓ）		500	500	500	500	2,000
2		中 袋（20ℓ）		5,500	5,500	5,500	5,500	22,000
3		小 袋（10ℓ）	500,000	9,000	9,000	9,000	9,000	536,000
4		ミニ袋（ 5ℓ）		7,500	7,500	7,500	7,500	30,000
5	燃やせないごみ	小 袋（10ℓ）	500,000	2,500	2,500	2,500	2,500	510,000

7 指定ごみ袋の調達について

(1) 指定ごみ袋について

① 形状

ア U型袋（ガセット・ペロ付）とし、日本工業規格（J I S）Z 1 7 1 1－1 9 9 4の規定にあるU型袋の規格を準用すること。

イ 袋をミシン目で繋いだロール式とし、紙ラベル（再生紙）で結束する簡易包装型とすること。

ウ 袋のミシン目は、切り取りやすい形状とすること。

② 材質

ア 燃やせるごみ袋

i) 低密度ポリエチレンとする。また、炭酸カルシウムを増量剤として配合しないこととし、焼却しても有害な物質が出ないものとする。

- ii) 製品に含まれるバイオマス割合を 25%以上とし、一般社団法人日本有機資源協会が認めるバイオマスマーク及び認定番号を本体及び外装に表示すること。
- iii) 再生プラスチックを原料の一部として使用すること。

イ 燃やせないごみ袋

- i) 低密度ポリエチレンとする。また、炭酸カルシウムを増量剤として配合しないこととし、焼却しても有害な物質が出ないものとする。
- ii) 製品に含まれるバイオマス割合を 25%以上とし、一般社団法人日本有機資源協会が認めるバイオマスマーク及び認定番号を本体及び外装に表示すること。
- iii) 再生プラスチックを原料の一部として使用すること。

③ 寸法

番号	種類	大きさ	寸 法	厚 さ
1	燃やせるごみ	大 袋 (40ℓ 相当)	縦 750mm×横 450／650mm (マチ各 100mm)	0.035mm
2		中 袋 (20ℓ 相当)	縦 650mm×横 330／500mm (マチ各 85mm)	0.030mm
3		小 袋 (10ℓ 相当)	縦 550mm×横 260／400mm (マチ各 70mm)	0.025mm
4		ミニ袋 (5ℓ 相当)	縦 420mm×横 180／300mm (マチ各 60mm)	0.025mm
5	燃やせないごみ	大 袋 (40ℓ 相当)	縦 750mm×横 450／650mm (マチ各 100mm)	0.035mm
6		中 袋 (20ℓ 相当)	縦 650mm×横 330／500mm (マチ各 85mm)	0.030mm
7		小 袋 (10ℓ 相当)	縦 550mm×横 260／400mm (マチ各 70mm)	0.025mm
8		ミニ袋 (5ℓ 相当)	縦 420mm×横 180／300mm (マチ各 60mm)	0.025mm

※寸法の許容差は、日本工業規格 (J I S) Z 1 7 1 1 に適合すること。

④ 袋本体の色

燃やせるごみは 1 色・半透明、燃やせないごみは 1 色・半透明とし、詳細については発注者と別途協議すること。

⑤ 図案、表示、及び印刷内容

- ア 文字等の印刷色は 1 色とし、印刷内容については別紙 1 及び別紙 2 を参照することとし、最終的な決定は発注者と協議の上決定する。
- イ すべての製品において、色合いや濃淡などのばらつきがないこと。
- ウ 顔料及びインキについては、対候性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性など堅牢度に優れているものを使用すること。
- エ 顔料及びインキその他にカドミウム、鉛、ヒ素、クロム等の有害な重金属を含まないこと。また、食品包装材料用印刷インキに関する自主規制 (N L 規制) に準拠したインキを使用すること。

⑥ 品質及び強度

- ア 指定ごみ袋の外観は、均質で、泡、むら、しわ、フィッシュアイ、異物の混入、ピンホールなどの使用上有害な欠点がないこと。また、形状は、均等で切断部などの仕上げが良好であること。
- イ 品質及び強度については、日本工業規格（JIS）Z1702、及びZ1711に適合すること。
- ウ 偽造防止及び品質管理対策のために、製造日・製造工場等が特定できるように、指定ごみ袋1枚ごとに異なる管理番号を印字すること。

⑦ 外国語対応

指定ごみ袋に、袋の用途等が確認できるよう、外国語表記に対応できることとし、表記する外国語の種類については、発注者と協議し決定するものとする。

⑧ 視覚障がい者対応

視覚障がい者が指定ごみ袋を使用する上で、使いやすい仕様とするため、袋本体表面に手で触れて識別できる連続したエンボス（触感識別ライン）加工を施すこと。なお、エンボスのパターンについては、発注者と別途協議すること。

(2) 指定ごみ袋の外装（紙ラベル包装）について

① 材質

古紙パルプ配合率70%以上の再生紙を用いた紙ラベルとすること。

② 紙ラベルの色

紙ラベルの色は、再生紙のナチュラルな色とする。

③ 図案、表示、印刷内容

- ア 紙ラベルの印刷はフルカラー印刷とし、印刷内容については別紙3及び別紙4を参照することとし、最終的な決定は発注者と協議の上決定する。
- イ 紙ラベルごとにGS1事業者コード（JAN企業コード）を黒字で印刷すること。
- ウ 紙ラベルごとに家庭用品品質表示法に基づく表示を黒字で印刷すること。
- エ すべての製品において、色合いや濃淡などのばらつきがないこと。
- オ 顔料及びインキについては、対候性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性など堅牢度に優れているものを使用すること。
- カ 顔料及びインキその他にカドミウム、鉛、ヒ素、クロム等の有害な重金属を含まないこと。また、食品包装材料用印刷インキに関する自主規制（NL規制）に準拠したインキを使用すること。

④ 包装

袋はミシン目で繫いだロール式とし、紙ラベル（再生紙）で結束する簡易包装型とすること。

(3) 梱包

- ① 梱包は、段ボール箱に梱包することとし、各種 50 組とする。
- ② 段ボール箱の文字表示等については、発注者と協議し決定するものとし、種類・大きさごとに容易に区別がつくようにすること。
- ③ ガムテープなどにより封をすることとし、ホチキス針等の金属は使用しないこと。
- ④ 効率的な輸送を確保するため、複数段積み重ねても潰れない強度を有する段ボールを使用すること。

(4) 指定ごみ袋の作製に関する注意事項

指定ごみ袋の作製業務（原反、印刷、製袋、梱包作業）は、国内工場で行うこと。作製を開始する前に、製造工場の名称、所在地、製造能力等を発注者に文書で提出すること。提出内容に変更がある場合は、事前に変更届を提出すること。

(5) サンプル品の提出

紙ラベルによる封入までを行った各種類・大きさの指定ごみ袋を、サンプル品として提出し、発注者の確認を受けること。なお、サンプル品の数量については、発注者と協議すること。

(6) 品質検査

下記項目につき、初回納品前までに製造工場で検査を実施し、報告書を提出すること。また、令和 8 年度において第三者公的機関での検査を受け、その機関が作成した報告書を提出すること。なお、品質検査に係る費用は、受注者の負担とする。

（ア）及び（ウ）の測定方法は J I S 規格（Z 1 7 1 1－1 9 9 4）、（イ）の測定方法は J I S 規格（Z 1 7 0 2－1 9 9 4）を準拠すること。

（ア）厚み

（イ）引張強さ・伸び（縦・横）

（ウ）ヒートシール強さ（平シール部、ガセットシール部）

（エ）蛍光 X 線測定による重金属の含有（カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム）

(7) 品質保証

- ① 不良品または偽造等があった場合に一定の照合ができるよう指定ごみ袋及び段ボール箱の 1 枚ずつに製造番号及び作製日等の印字を施し、作製日等の把握ができるようにすること。
- ② 指定ごみ袋の不良品があった場合は、製造日、製造状況の把握及びその原因について調査し発注者へ報告すること。また、その改善に必要な対策を講ずること。なお、その交換については、受注者の責任において行うこと。
- ③ 海外での生産、偽造を防ぐために製造の原産国表示（MADE IN JAPAN もしくは日本製）を指定ごみ袋、外装の紙ラベルに印刷すること。

(8) 納品

- ① 各取扱店への初回の納品は、令和8年2月1日から2月15日までの間に行うこと。
- ② 受注者は、1か月を単位として「納品実績報告書」（様式は発注者と協議すること）を作成し、翌月20日までに（土日祝日に当たる場合は前営業日）発注者に提出し、月末までに発注者の確認を受けること。

(9) 版について

- ① 本仕様書並びに発注者の指示した事項及び発注者と協議のうえ決定した事項に従い製版した版の版籍は、市に帰属するものとする。
- ② 版は電子データで本市に納品すること。
- ③ 指定ごみ袋作製に使用した版については、契約期間終了後、速やかに廃棄もしくは発注者へ返却すること。ただし、継続して契約締結となった時は、この限りでない。

8 共通ごみ処理券及び粗大ごみ処理券の調達について

(1) ごみ処理券について

- ① 印刷区分
シール印刷
- ② サイズ
ア 共通ごみ処理券
シール部の大きさは縦100mm×横150mmとし、台紙の大きさは縦110mm×横180mmとする。
イ 粗大ごみ処理券
シール部の大きさは縦150mm×横200mmとし、台紙の大きさは縦180mm×横220mmとする。
- ③ 表面基材及び粘着剤
ア 表面基材は、合成紙ユボSAR #60相当のものを使用すること。
また、処理券を剥がした際に被着体に薄膜が残り、再度粘着できないものとする。
イ 粘着剤は、オリバインBPW6111B以上の粘着力をもつものとする。
- ④ 抜き型形状
角（タッパークット入り）
- ⑤ セパ種類
キセパ

⑥ 図案、表示、加工及び印刷内容

ア 共通ごみ処理券

- i) 共通ごみ処理券の印刷は表面2色とし、糊面は1色の両面印刷とする。印刷内容については別紙5を参照することとし、最終的な決定は発注者と協議の上決定する。
- ii) 表紙を付け、5枚1組として左端綴じ（ホチキス2か所）で製本する。また、視覚障がい者への配慮として、発注者と協議のうえ、表紙の一角をカットする加工を施すこと。
- iii) 表紙は、上質紙110kgとし、表面2色とし、表紙の裏面は1色の両面印刷とする。なお、表紙の印刷内容は、別紙6を参照することとし、最終的な決定は発注者と協議の上決定する。
- iv) 表紙にGS1事業者コード（JAN企業コード）を印刷すること。
- v) すべての製品において、色合いや濃淡などのばらつきがないこと。

イ 粗大ごみ処理券

- i) 粗大ごみ処理券の印刷は表面2色とし、糊面は1色の両面印刷とする。印刷内容については別紙7を参照することとし、最終的な決定は発注者と協議の上決定する。
- ii) 綴じずに1枚を単位として作製するものとする
- iii) 処理券本体にGS1事業者コード（JAN企業コード）を印刷すること。
- iv) すべての製品において、色合いや濃淡などのばらつきがないこと。

⑦ 偽造防止策

共通ごみ処理券、粗大ごみ処理券ともに、偽造防止のため、処理券1枚ごとに異なる管理番号を印字すること。

⑧ 外国語対応

共通ごみ処理券及び粗大ごみ処理券の用途等が確認できるよう、外国語表記に対応できることとし、表記する外国語の種類については、発注者と協議し決定するものとする。

(2) 共通ごみ処理券の外装袋について

① 形状、材質、透明度、寸法

ア 平袋型、低密度ポリエチレン、透明

イ 外装袋の厚みは、0.025mm以上とし、共通ごみ処理券に対して不均等大きさにならないようにすること。また、外装袋から中のごみ処理券が無理なく取り出せるような形状とすること。粗大ごみ処理券には、外装袋を付けないこと。

(3) 梱包

ア 梱包は、段ボール箱又は簡易包装とし、納品にあたっては取扱店と協議すること。

イ 段ボール箱の文字表示等については、発注者と協議し決定するものとし、容易に確認できるようにすること。

ウ ガムテープなどにより封をすることとし、ホチキス針等の金属は使用しないこと。

エ 効率的な輸送を確保するため、複数段積み重ねても潰れない強度を有する段ボールを使用すること。

(4) サンプル品の提出

ホチキス綴じまでを行った共通ごみ処理券及び粗大ごみ処理券を、サンプル品として提出し、発注者の確認を受けること。なお、サンプル品の数量については、発注者と協議すること。

(5) 納品

ア 各取扱店への初回の納品は、令和8年2月1日から2月15日までの間に行うこと。

イ 受注者は、1か月を単位として納品実績報告書を作成し、翌月20日までに（土日祝日に当たの場合は前営業日）発注者に提出し、月末までに発注者の確認を受けること。

ウ 共通ごみ処理券の不良品があった場合は、その原因について調査し発注者へ報告すること。また、その改善に必要な対策を講ずること。なお、その交換については、受注者の責任において行うこと。

(6) 版について

ア 本仕様書並びに発注者の指示した事項及び発注者と協議のうえ決定した事項に従い製版した版の版籍は、市に帰属するものとする。

イ 版は電子データで本市に納品すること。

ウ 共通ごみ処理券作製に使用した版については、契約期間終了後、速やかに廃棄もしくは発注者へ返却すること。ただし、継続して契約締結となった時は、この限りでない。

9 管理・受注・配送業務について

管理・受注・配送業務とは、指定ごみ袋等の保管、在庫管理、取扱店からの受注、及び取扱店への配送の業務とする。

(1) 保管場所は、保管に適した建物内で、保管量に応じて必要面積を確保でき、汚損、火災、盗難、紛失、荷崩れ、指定ごみ袋等以外との混同等を防止するための措置を講じていること。

(2) 指定ごみ袋等に破損、汚損等の問題を確認した場合は、速やかに発注者へ報告すること。

(3) 在庫管理については、指定ごみ袋等の需要を把握し、欠品や過剰在庫とならないように在庫管理を行うとともに、在庫状況について毎月末時点の状況を「保管在庫報告書」（様式は発注者と協議すること）として発注者へ報告すること。

(4) 契約終了時における、倉庫に保管されている指定ごみ袋等の取り扱いについては、盗難や紛失、流出等の事故が発生しないよう、受注者において責任をもってリサイクルに努めることとし、不測の事態等が発生した場合には、速やかに発注者に連絡するものとする。

(5) 受注業務については、電話、ファックス、電子メール等により受付し、取扱店ごとに重複等の混乱が生じないように受付業務を遂行すること。

(6) 受注者は、取扱店設置のために、適宜、市内店舗への訪問や営業活動及びその他の周知活動等、受注者の責任と費用負担により必要な手段を講じ、取扱店を設置すること。また、取扱店設置については、発注者、受注者協議のうえ決定すること。

- (7) 取扱店舗数については、70 店舗程度を確保すること。
- (8) 受注者は、取扱店を設置し業務を遂行する上で必要となるマニュアルを作成、更新し、発注者の確認をとったうえで随時取扱店に配布するものとする。
- (9) 取扱店への配送については、原則週 1 回とし、受注日の翌週金曜日までに配送すること。ただし、販売店の在庫を切らすことのないよう、販売店からの急を要する発注に対しては、緊急に配送できるように準備しておくこと。
- (10) 配送に際しては、受注者において会津若松市専用の納品伝票を作成し、そのうち納品書は納品時に取扱店に交付するとともに、受領書（2 枚：受注者控え、発注者への提出用）は、取扱店の受領印を受けること。
- (11) 受注者は、毎月末締めで、翌月 20 日（土日祝日に当たる場合は前営業日）までに、各取扱店へ納品した指定ごみ袋等の数量の納品実績報告書を、種類別・取扱店別に発注者へ提出し、月末までに発注者の確認を受けること。この際、発注者への提出用の受領書を添付すること。
- (12) 受注者控えの受領書は原則として配送日の属する年度の翌年度開始日から起算して 5 年間保管すること。

10 取扱店からの代金収納及び納入代行業務

- (1) 受託者が発注者に納付するごみ処理手数料は、次のとおりとする。

種別	種類	大きさ	交付単位	ごみ処理手数料 (交付単位あたり)	
ごみ処理手数料	燃やせる ごみ用袋	大 袋 (40ℓ)	1 枚	80 円	
		中 袋 (20ℓ)		40 円	
		小 袋 (10ℓ)		20 円	
		ミニ袋 (5ℓ)		10 円	
	燃やせない ごみ用袋	大 袋 (40ℓ)		80 円	
		中 袋 (20ℓ)		40 円	
		小 袋 (10ℓ)		20 円	
		ミニ袋 (5ℓ)		10 円	
	共通ごみ処理券			100 円	
	粗大ごみ処理券			1,000 円	

- (2) 受注者は、取扱店への当月中の納品実績に基づき、翌月初旬に取扱店（またはその本社等）へ代金の請求をし、請求月の 20 日（土日祝日に当たる場合は前営業日）までに代金を集金する。この場合、受注者は、種類・大きさごとのごみ処理手数料から販売手数料を差し引いた額を、月ごとに取扱店から受注者に払い込みさせることができる。
- (3) 受注者は、取扱店から集金したごみ処理手数料を、納品の翌々月 10 日（土日祝日に当たる場合は前営業日）までに、発注者の指定する金融機関に納入すること。

- (4) 受注者が、ごみ処理手数料を発注者に納入する際は、「指定ごみ袋・ごみ処理券調達管理収納等業務委託料」を差し引いた額を納入することができる。
- (5) 取扱店からの代金支払が滞った場合は、発注者に報告のうえ、当該取扱店に対して、原則として直ちに次回以降の納品を停止すること。
- (6) 取扱店で指定ごみ袋を購入した事業者等からインボイスの発行や問い合わせがあった場合は、受注者において適切に対応するとともに、発注者に報告すること。

1 1 引換券取扱業務

- (1) 受注者は、減免対象者及びその家族等から引換券の提示があった際に円滑に引き換えられるよう、また、引換券回収等の業務に適切に対応できるよう、取扱店に対して十分な説明を行うこと。
- (2) 受注者は、取扱店から、取扱店名記載済みの引換券の提出があった場合、当該取扱店に対して、速やかに指定ごみ袋を補填するとともに、次回の請求額から指定ごみ袋の枚数に応じた取扱手数料を差し引くことができる。
- (3) 受注者は、毎月末締めで、翌月 20 日（土日祝日に当たる場合は前営業日）までに、各取扱店から回収した引換券の数量の「引換実績報告書」（様式は発注者と協議すること）を、指定ごみ袋の種類別・取扱店別に発注者へ報告し、月末までに発注者の確認を受けること。この際、取扱店から回収した引換券を添付すること。
- (4) 引換券は、ごみ処理手数料に相当する金券の性質を有するものであるもので、紛失等の事故を起こすことの無いよう、取り扱いには十分注意すること。

1 2 直接購入用指定ごみ袋調達管理等業務

- (1) 受注者は、発注者から直接購入用等の指定ごみ袋の発注があった際には、当該指定ごみ袋を納期限までに指定された場所へ納品するものとする。
- (2) 支払いは、納品実績に契約単価を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税分を加算した額とする。ただし、支払金額に 1 円未満の端数が生じた時は、その端数を切り捨てるものとする。

1 3 支払方法

- (1) 受注者は、毎月の業務履行後、各種業務の実績報告書（「納品実績報告書」、「保管在庫報告書」、「引換実績報告書」）を翌月 20 日（土日祝日に当たる場合は前営業日）までに発注者に提出し、月末までに発注者の確認を受けた後に、翌々月の 5 日（土日祝日に当たる場合は翌営業日）までに委託料の請求を行うものとする。この場合、業務の履行月に係る「業務完了報告書」（様式は発注者と協議すること）を併せて提出すること。
- (2) 請求書は、指定ごみ袋・ごみ処理券調達管理収納等業務委託料（引換券分）、及び指定ごみ袋・ごみ処理券調達管理収納等業務委託料（市直接購入分等）として、それぞれ分けて請求すること。
- (3) 委託料の算出については、各指定ごみ袋及びごみ処理券の 1 枚当たりの契約単価（税抜き）に当該月の配送実績を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税を加算した額とする。ただし、支払金額に 1 円未満の端数が生じた時は、その端数を切り捨てるものとする。

1 4 その他

- (1) 受注者は、契約締結後、発注者の求めに応じ、リスク管理に関する計画書を提出すること。
- (2) 受注者は、契約期間終了後に本業務が円滑かつ確実に履行できるよう、次の委託業務開始日までに次の受注者へ業務の適切な引継ぎを行わなければならない。その際に、発注者又は次の受注者から協力要請があるときは、本業務に支障が生じないよう積極的に協力すること。
- (3) 個人情報の保護に関しては、別紙「個人情報の保護に係る約款」を遵守すること。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ定める。

燃やせるごみ

大袋・40ℓ

【注意】

- 指定袋以外は収集しません。
- 指定収集日以外は出さないでください。
- 指定収集日の朝8時30分までに出示しましょう
- 生ごみの半分以上が水分です。よく水切りをして出してください。
- 事業系ごみは出せません。
- ごみの焼却は法律により罰せられます。

記名欄

会津若松市

燃やせないごみ

大袋・40ℓ

【注意】

- 指定袋以外は収集しません。
- 指定収集日以外は出さないでください。
- 指定収集日の朝8時30分までに出示しましょう
- 事業系ごみは出せません。
- ごみの焼却は法律により罰せられます。

記名欄

会津若松市

はがす

会津若松市
燃やせるごみ用袋 (大)
外国語 外国語 外国語 外国語

会津若松市指定ごみ袋 (10 枚巻)

この製品は、包装ごみの減量化のため、紙ラベルでとめています。
ご理解とご協力をお願いいたします。

※ この紙は再生紙ですので、多少変色することがあります。

GS 1 事業者コード記載

【取扱い上の注意】

- この袋は、幼児や子どもにとって窒息などの危険が伴うものです。幼児や子どもの手の届かないところに保管してください。
- 火のそばや直射日光を避けて保管してください。
- 突起のあるものを入れると材質上破れることがありますのでご注意ください。

家庭用品品質表示法に基づく表示

原料樹脂	ポリエチレン
耐冷温度	-30度
枚数	10枚
寸法	外形 650×750 (ミリメートル) 厚み 0.035 (ミリメートル)
表示者	〇〇〇〇株式会社 〒 住所 電話番号

はがす

会津若松市
燃やせないごみ用袋 (大)
外国語 外国語 外国語 外国語

会津若松市指定ごみ袋 (10 枚巻)

この製品は、包装ごみの減量化のため、紙ラベルでとめています。
ご理解とご協力をお願いいたします。

※ この紙は再生紙ですので、多少変色することがあります。

GS 1 事業者コード記載

【取扱い上の注意】

- この袋は、幼児や子どもにとって窒息などの危険が伴うものです。幼児や子どもの手の届かないところに保管してください。
- 火のそばや直射日光を避けて保管してください。
- 突起のあるものを入れると材質上破れることがありますのでご注意ください。

家庭用品品質表示法に基づく表示

原料樹脂	ポリエチレン
耐冷温度	－30度
枚数	10枚
寸法	外形 650×750 (ミリメートル) 厚み 0.035 (ミリメートル)
表示者	〇〇〇〇株式会社 〒 住所 電話番号

共通ごみ処理券の印刷イメージ

(表)

出されるごみの見やすいところに貼ってください。

可燃・不燃
共通ごみ処理券

会津若松市

(裏)

[illegible]

共通ごみ処理券の表紙の印刷イメージ

(表)

可燃・不燃 共通ごみ処理券

外国語表記／外国語表記／外国語表記／外国語表記

【注意】

- この券は、指定袋に入らないものをごみとして出す時に使ってください。
- ごみ袋に貼って使うことはできません。
- ごみ1つにつき、1枚ずつ券を貼ってください。
- ごみを出す際には、券の「可燃」もしくは「不燃」の文字に○を付けてください。
- 一度貼ったものを剥がすと破れるようになっています。破れたり、損傷した券が貼られたものは収集しませんので、貼り間違いの内容に注意してください。

表紙裏面の注意書きをご覧ください。

会津若松市

バーコード印刷

(表紙の裏)

【使用上の注意】

- 不良品以外の交換、返品はできません。また、劣化の恐れがありますので、直射日光や湿気の当たらないところで保管して早めに使ってください。
- 粗大ごみになるものは、別の粗大ごみ処理券を使ってください。
- 束ねた大きさは以下のルールで出してください。

■ 燃やせるごみ

- ・ 最大の辺が 60 cm 以下で、かつ重さが 15 kg 以下のもの。

■ 燃やせないごみ

- ・ 最大の辺が 2 m 以下で、かつ重さが 15 kg 以下のもの。

共通ごみ処理券の印刷イメージ

(表)

出されるごみの見やすいところに貼ってください。

粗大ごみ処理券

会津若松市

バーコード印刷

(裏)

[illegible]